



平成 26 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 成田 和幸
 (コード 1873 東証第一部)
 問合せ先 常務取締役 名取 弘文
 T E L (03) 5215-9905

定款一部変更に関するお知らせ (追加)

当社は、平成 26 年 12 月 22 日開催の取締役会において、平成 26 年 12 月 16 日付で決議した内容に加え、下記のとおり、平成 27 年 1 月 29 日開催予定の第 46 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、岩手県盛岡市を発祥の地として、東北地方及び北海道地方を中心に事業展開をしてまいりましたが、現在は関東地方をはじめ全国で事業を展開しております。

今後、事業基盤の一層の強化のため西日本での営業展開を推進するにあたり、平成 26 年 4 月 8 日付で東京証券取引所市場第一部へ指定変更となったことを受け、商号の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は<u>東日本ハウス株式会社</u>と称し、英文で <u>HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は<u>株式会社日本ハウスホールディングス</u>と称し、英文で <u>NIHON HOUSE HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 第 1 条 第 1 条 (商号) の変更は、平成 27 年 5 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。なお、本条は、第 1 条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

平成 27 年 1 月 29 日 (木曜日)
 平成 27 年 1 月 29 日 (木曜日)

以上